

令和6年度（令和5年1月～12月分） 市民税・県民税申告の手引き

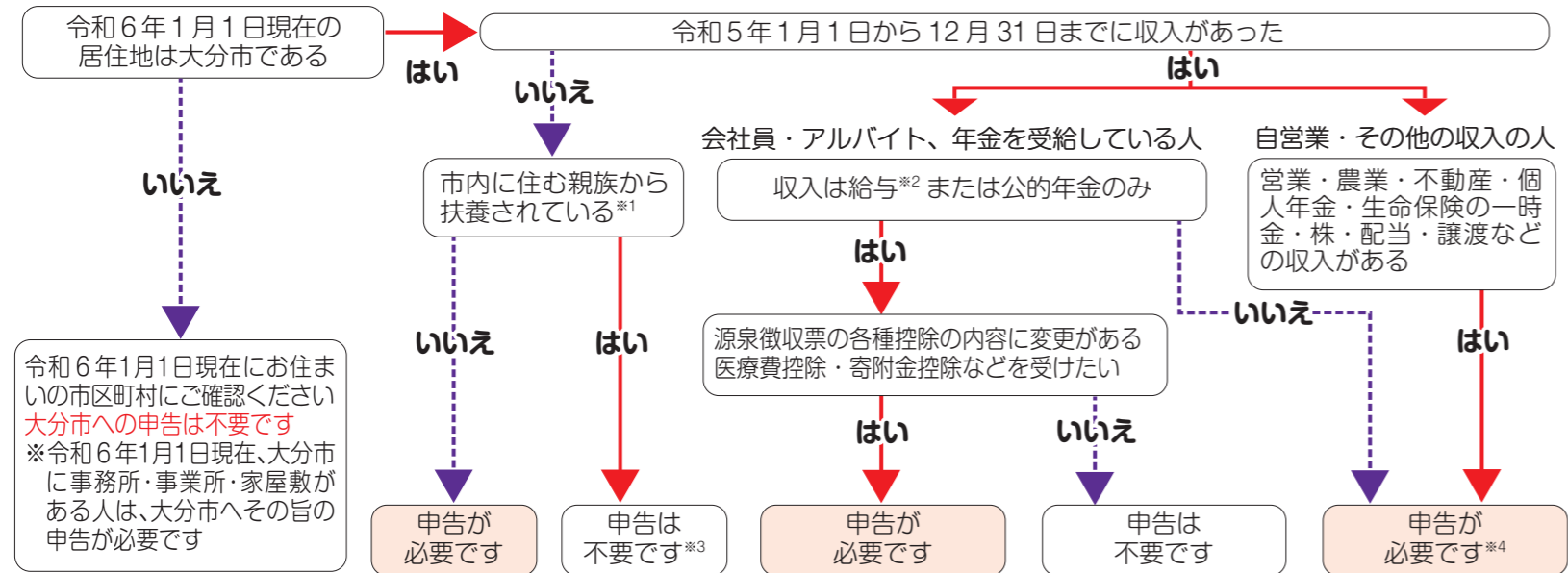
申告は、市民の暮らしを支えていく大切な財源となる市民税・県民税の適正な課税を行うための手続きです。
申告書を提出されないと、適正・公平な課税ができないだけでなく、次のような行政サービスに支障をきたすことがありますので、必ず期限内に申告してください。

- 所得・課税証明書などの発行 ○各種給付金
- 国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険の各種算定、国民年金保険料免除申請
- 児童手当、児童扶養手当、保育料、奨学金・授業料免除申請 ○公営住宅の入居申し込み など

市民税・県民税の申告が必要か確認

一般的な例です。当てはまらない場合もあります。

税務署に確定申告書を提出する人は市民税・県民税の申告は不要です！



- *1 親族が確定申告や給与支払報告書（年末調整）、公的年金等支払報告書などで、配偶者控除・扶養控除の対象として税務署または大分市に申告している場合に限りです。
- *2 勤務先から大分市に給与支払報告書が提出されている場合に限りです。提出されていない場合は、申告が必要です。
- *3 令和5年中の合計所得金額が1,000万円を超える人の同一生計配偶者は申告が必要です。
- *4 所得税の確定申告が必要ない20万円以下の所得でも、市民税・県民税の申告は必要です。

申告に必要なもの

- 所得の計算に必要なもの（令和5年中の収入・事業経費に係るものに限りです）**
 - 給与所得者・年金受給者……源泉徴収票または給与明細書、雇用主による給与支払証明書など
 - その他の所得者……収支計算書または現金出納帳、売掛帳など
- 所得控除の計算に必要なもの（令和5年中に支払ったものに限りです）**
 - 雑損控除……消防署や警察署などの証明、損失額及び保険などで補てんされた金額の証明書
 - 医療費控除……医療費の支払額や保険などで補てんされた金額を集計した「医療費控除の明細書」
 - 社会保険料控除……国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険、国民年金、国民年金基金、その他の社会保険などの支払に関する証明（納付済額のお知らせ・領収書など）
 - 生命・地震保険料控除……生命保険料や地震保険料及び旧長期損害保険料の控除証明書
 - 障害者控除……障害者手帳等（令和5年までに発行されたもの。コピー可）
- 税額控除に必要なもの（令和5年中に支払ったものに限りです）**
 - 寄附金控除……都道府県・市町村もしくは特別区が発行する（ふるさと納税）寄附金受領証明書、大分県共同募金会、日本赤十字社の大分県支部が発行する証明書、寄附先の法人等が発行する寄附金受領証明書
- 本人確認書類**……マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証、障害者手帳など
- マイナンバーが確認できる書類**……マイナンバーカード、マイナンバー記載の住民票など

※郵送で提出する場合は、資料（写し可）を同封してください。証明書等の添付がないと控除が適用されない場合があります。
 ※添付資料を返送希望の方は、切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

提出先

窓口の混雑解消のため、郵送での提出にご協力をお願いします。
 ・大分市財務部市民税課（〒870-8504 大分市荷場町2番31号）
 ・鶴崎・大南・穂田・大在・坂ノ市・佐賀関・野津原・明野の各支所（鶴崎・穂田支所管内は各資産税事務所）

郵送で提出する場合は市民税課あてにご送付ください。

お問い合わせ

大分市財務部市民税課 電話番号 097-537-5729、097-537-5730
 受付時間 平日8:30～17:15

給与・雑（公的年金等）所得の計算

I 給与と所得の計算

カ	給与等の収入金額	円	⑥	給与等の所得金額	円
給与所得速算表	給与等の収入金額の合計額			給与所得金額	
	～ 550,999円	0円			
	551,000円～1,618,999円	収入金額-550,000円			
	1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円			
	1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円			
	1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円			
	1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円			
	1,628,000円～1,799,999円	収入金額÷4（千円未満の端数切捨て）×2.4+100,000円			
	1,800,000円～3,599,999円	収入金額÷4（千円未満の端数切捨て）×2.8-80,000円			
	3,600,000円～6,599,999円	収入金額÷4（千円未満の端数切捨て）×3.2-440,000円			
6,600,000円～8,499,999円	収入金額×0.9 -1,100,000円				
8,500,000円～	収入金額-1,950,000円				

II 公的年金等（雑所得）の計算

キ	公的年金等収入金額	円	⑦	公的年金等所得金額	円
受給者の年齢	公的年金等の収入金額(A)	年金所得金額を除いた合計所得金額			
		1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超	
		～3,299,999円	A-1,100,000円	A-1,000,000円	A-900,000円
		3,300,000円～4,099,999円	A×0.75-275,000円	A×0.75-175,000円	A×0.75-75,000円
		4,100,000円～7,699,999円	A×0.85-685,000円	A×0.85-585,000円	A×0.85-485,000円
65歳以上昭和34年1月1日以前に生まれた人	公的年金等の収入金額(A)	年金所得金額を除いた合計所得金額			
		1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超	
		～3,299,999円	A-1,100,000円	A-1,000,000円	A-900,000円
		3,300,000円～4,099,999円	A×0.75-275,000円	A×0.75-175,000円	A×0.75-75,000円
		4,100,000円～7,699,999円	A×0.85-685,000円	A×0.85-585,000円	A×0.85-485,000円
65歳未満昭和34年1月2日以後に生まれた人	公的年金等の収入金額(A)	年金所得金額を除いた合計所得金額			
		1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超	
		～1,299,999円	A-600,000円	A-500,000円	A-400,000円
		1,300,000円～4,099,999円	A×0.75-275,000円	A×0.75-175,000円	A×0.75-75,000円
		4,100,000円～7,699,999円	A×0.85-685,000円	A×0.85-585,000円	A×0.85-485,000円
7,700,000円～9,999,999円	A×0.95-1,455,000円	A×0.95-1,355,000円	A×0.95-1,255,000円		
10,000,000円～	A-1,955,000円	A-1,855,000円	A-1,755,000円		

III 所得金額調整控除額の計算

1または2に該当する納税義務者については、給与所得から所得金額調整控除額を控除します。

- 給与等の収入金額が850万円を超え、次のアカラウのいずれかに該当する場合
 - 特別障害者に該当する
 - 年齢23歳未満の扶養親族を有する
 - 特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する
- 給与所得および公的年金等に係る雑所得があり、これらの合計額が10万円を超える場合
所得金額調整控除額 = (給与所得（10万円を超える場合は10万円）+ 公的年金等に係る雑所得（10万円を超える場合は10万円）) - 10万円
 ※左記1の所得金額調整控除の適用がある場合は、その適用後の給与所得から控除します。

所得控除額（所得から差し引かれる金額）の計算

⑮ 生命保険料控除額

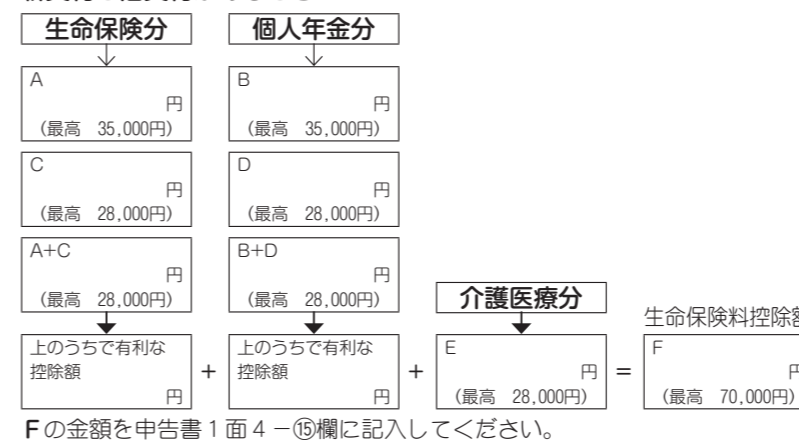
旧契約（H23.12.31以前の契約）

一般の保険料 A		個人年金の保険料 B	
保険料の支払金額	円	保険料の控除額	円
～15,000円		支払金額	
15,001円～40,000円		支払金額×0.5+7,500円	
40,001円～70,000円		支払金額×0.25+17,500円	
70,001円～		一律 35,000円	

新契約（H24.1.1以後の契約）

一般の保険料 C		個人年金の保険料 D		介護医療保険料 E	
保険料の支払金額	円	保険料の控除額	円		
～12,000円		支払金額			
12,001円～32,000円		支払金額×0.5+6,000円			
32,001円～56,000円		支払金額×0.25+14,000円			
56,001円～		一律 28,000円			

新契約と旧契約があるとき



⑯ 地震保険料控除額

地震保険料（合計） A		地震保険料の控除額	
Aの金額	円	A×0.5	円
～50,000円			
50,001円～		一律 25,000円	

旧長期保険料（合計） C		旧長期保険料の控除額	
Cの金額	円	Cの金額	円
～5,000円			
5,001円～15,000円		C×0.5+2,500円	
15,001円～		一律 10,000円	

B + D	E（最高額 25,000円）	円
-------	-----------------------	---

Eの金額を申告書1面4-⑯欄に記入してください。

⑰ 配偶者（特別）控除額

配偶者の合計所得金額	あなたの合計所得金額				
	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下	1,000万円超	
配偶者控除 48万円以下	配偶者が70歳未満	33万円	22万円	11万円	0円
	配偶者が70歳以上	38万円	26万円	13万円	
配偶者特別控除	48万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円	0円
	100万円超105万円以下	31万円	21万円	11万円	
	105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円	
	110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円	
	115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円	
	120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円	
	125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円	
130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円		
133万円超	0円				

⑱ 雑損控除額

A	損害金額(合計)	円
B	保険金などで補てんされる金額	円
C	A - B (差引損失額)	円
D	申告書の⑩+退職所得金額+山林所得金額 ※	円
E	D × 0.1	円
F	C - E	円
G	Cのうち災害関連支出の金額	円
H	G - 50,000円	円
I	FとHのいずれか多い方の金額	円

Iの金額を申告書1面4-⑱欄に記入してください。

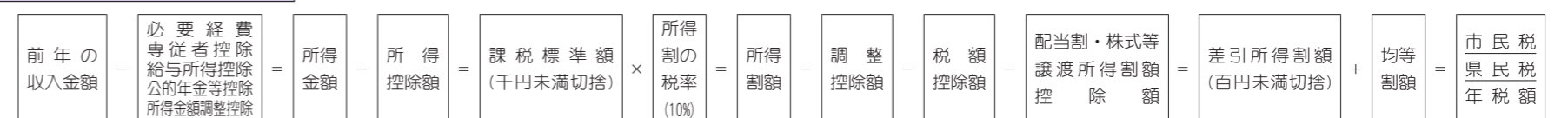
⑳ 医療費控除額

A	支払った医療費（合計）	円
B	保険金などで補てんされる金額	円
C	A - B	円
D	申告書の⑩+退職所得金額+山林所得金額 ※	円
E	D × 0.05	円
F	10万円とEのいずれか少ない方の金額	円
G	C - F	円

Gの金額を申告書1面4-⑳欄に記入してください。
 セルフメディケーション税制適用の場合はC-12,000円の金額を1面4-㉑欄に記入してください。

※分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額（特別控除前）の合計金額を加算します。

市民税・県民税の計算方法



市 民 税 申 告 書 の 書 き 方

マイナンバー（個人番号）の記入が義務づけられています。
個人番号欄に12桁のマイナンバーを記載してください。

令和6年度 市民税・県民税申告書

（あて先）	令和6年1月1日現在の住所	大分市荷揚町2番31号	電話番号	×××-×××-××××
大分市長殿	現在の住所	同上	職業	会社員
提出年月日	フリガナ	オオイタ タロウ	生年月日	明・大・平・令 28年10月5日
年 月 日	氏 名	大分 太郎	世帯主の氏名	大分 太郎
6 2 15	個人番号	××××××××××××	籍 貫	本人

翌年の申告書送付希望 有 無

1 収入金額等	事業等収入	1854615
2 所得金額	給与	1116400
4 所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	292050
5 給与・公的年金等に係る所得以外	雑損控除	77400

※ 収入・必要経費の内訳は申告書2面の収支内訳書に記載してください。

控除の種類	控除の要件等（⑴～⑳は令和5年12月31日で判定）※⑳～㉔死亡時は、死亡時の現況で判定	控 除 額
⑬社会保険料	令和5年中にあなたが支払った国民健康保険料(税)、介護保険料、国民年金保険料、健康保険料、厚生年金保険料等がある場合 ※普徴とは納付書または口座振替により納付した金額、特徴とは年金から天引きされた金額です。 (支払ったことがわかる領収書等が必要)	支払った全額
⑭小規模企業共済等掛金	令和5年中にあなたが支払った小規模企業共済等掛金、企業型・個人型確定拠出年金の掛金、地方公共団体が行う心身障害者扶養共済の掛金がある場合 (支払ったことがわかる証明書等が必要)	支払った全額
⑮生命保険料	令和5年中にあなたが支払った生命保険契約や生命保険共済等の保険料がある場合 ※旧契約（H23.12.31以前の契約）と新契約（H24.1.1以後の契約）では計算が異なります。 (支払ったことがわかる証明書等が必要)	裏面で計算できます
⑯地震保険料	令和5年中にあなたが支払った地震保険及び旧長期損害保険契約等の保険料がある場合 旧長期損害保険…保険期間10年以上の満期返戻金のある保険契約でH18.12.31以前始期のもの ※ひとつの保険契約が地震保険にも旧長期損害保険にも該当するときは、いずれか一方の保険料のみが控除対象となります。 (支払ったことがわかる証明書等が必要)	裏面で計算できます
⑰寡 婦	①夫と死別・離婚した後再婚していない(または夫の生死が不明)人で、扶養親族(子以外)があり、合計所得金額が500万円以下の場合 ②夫と死別した後再婚していない(または夫の生死が不明)人で、合計所得金額が500万円以下の場合 ①②のいずれも扶養親族(子)を有するひとり親に該当しないもの ※住民票の続柄に「妻(夫)未届」の記載がある人は対象外	26万円
⑱ひとり親	婚姻届や性別にかかわらず、合計所得金額が500万円以下で生計を同じくする子(総所得金額等が48万円以下で他の所得者の扶養親族でない)を有する単身者 ※住民票の続柄に「妻(夫)未届」の記載がある人は対象外	30万円
⑲勤労学生	あなたが学生・生徒で、令和5年中の合計所得金額が75万円以下であり、そのうち給与と所得等以外の自己の勤労によらない所得(不動産・配当等)が10万円以下である場合 (在学証明書または学校の長等が交付する証明書が必要)	26万円
⑳障 害 者	本人、控除対象配偶者・同一生計配偶者または扶養親族で、身体障害者手帳1・2級の人、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級の人等は特別障害者、その他の障がいの人是一般の障害者となります。 (障害者手帳等を提示してください。コピー可) *年齢が65歳以上の人で、障害者手帳を持ってなくても「障害者控除対象者申請書」により「これに準ずる」と市町村長が認められた人も含まれます。 *0～15歳の人でも、扶養親族であれば適用されます。	障害者 26万円 特別障害者 30万円 同居特別障害者 53万円
㉑配 偶 者 配偶者特別 同一生計配偶者	あなたと生計を一にする配偶者で合計所得金額が48万円以下の人………配偶者控除 48万円超～133万円以下の人………配偶者特別控除 ただし ・配偶者が他の所得者の扶養親族、あるいは事業専従者の場合を除く ・あなたの合計所得金額が1000万円を超える場合は控除の適用がありません。 配偶者の合計所得金額が48万円以下である場合は、同一生計配偶者となります。	裏面で計算できます
㉒扶 養	あなたと生計を一にする親族で合計所得金額が48万円以下の人(他の所得者の扶養親族、あるいは事業専従者の場合を除く) ※別居の控除対象配偶者もしくは扶養親族等については、申告書2面8「別居の扶養親族等に関する事項」欄にもご記入ください。 ※日本国外に居住する親族を扶養親族として申告する場合には、「親族関係書類」及び「送金関係書類」を添付又は提示する必要があります。	0歳～15歳の人………0円 ・0～15歳の人でも、住民税非課税基準の算定人数等には含まれますので、申告書1面の「16歳未満の扶養親族」の欄には記入が必要です。 16歳～18歳の人………33万円 ・平成17年1月2日～平成20年1月1日生まれの人 19歳～22歳の人………45万円 ・平成13年1月2日～平成17年1月1日生まれの人 70歳以上の人………38万円 ・昭和29年1月1日以前生まれの人 70歳以上の同居老親等…45万円 ・あなたまたは配偶者の直系尊属で、あなたまたは配偶者と同居している人 23歳～69歳………33万円
㉓基礎控除	あなたの合計所得金額が2,400万円以下 “ 2,400万円超2,450万円以下 “ 2,450万円超2,500万円以下 “ 2,500万円超	43万円 29万円 15万円 適用なし
㉔雑 損	令和5年中に災害や盗難、横領により住宅や家財などに損害を受けた場合 (被害を受けたことがわかる証明書等が必要)	裏面で計算できます
㉕医 療 費	①あなたや生計を一にする親族のために令和5年中に支払った治療費等に要した費用がある場合 (支払金額などを集計した「医療費控除の明細書」が必要。明細書は大分市ホームページ上でも作成できます) ②健康の増進維持及び疾病の予防への一定の取組を行い、あなたや生計を一にする親族のために、セルフメディケーション税制対象の医薬品を購入した場合(「医療費控除の明細書」が必要) ※①か②のどちらかを選択して申告ができます。併用しての申告はできません。	裏面で計算できます

令和5年中(1月～12月)に収入のなかった人

収入のなかった人も申告が必要な場合があります。
該当する項目の番号を○で囲み、必要事項を記入してください。

<記載例>

前年中は扶養・援助を受けていて、収入のない場合

令和5年中(1月～12月)に収入のなかった人

※ 該当する番号に○印を付け、必要事項を記入してください。
 所得・税額証明、国民健康保険税、児童(扶養)手当などの基礎資料となりますので、下記に記入し、必ず申告してください。
 ① 次の人の扶養・援助(仕送)を受けていました。

住所 福岡県福岡市○○○番○号
 氏名 豊後 一郎 生年月日 明・大 50・1・1 続柄 夫

1. 障害年金・遺族年金等を受給していました。
 ①障害年金 ②遺族年金 ③その他()

2. 雇用(失業)保険・労災保険等を受けていました。
 3. 学生でした。 学校名 令和 年 月卒業見込

4. 病気療養中でした。
 5. その他

所得の種類	内容	必要経費等	
事業等	①営業等	漁業、卸売業、製造業、小売業、飲食業、建設業、サービスなどの営業から生ずる所得のほか、医師、弁護士、作家、大工、家内労働者、各種の外交員など、農業・不動産以外の事業から生ずる所得	その収入を得るために支出した費用(生活費、所得税、住民税等は含みません)、専従者給与(控除)額、青色申告特別控除額
	②農業	農作物の生産、果樹などの栽培、家畜の飼育などから生ずる所得 (実際の収入金額(自家用含む)から必要経費を差し引く収支計算により農業所得を計算し申告してください)	※収入・必要経費の内訳は申告書2面の収支内訳書に記載してください。
③不動産	地代、家賃、貸間代、土地や家屋の権利金などから生ずる所得		
④利子	公債、社債、預貯金の利子、合同運用信託や公社債投資信託の分配金などの所得	なし	
⑤配当	株式等	株式(出資)等の配当	株式等を取得するための負債の利子
	その他	証券投資信託の収益の分配金など	なし
⑥給与	給料(賞与含む)、賃金、歳費等の所得 (総収入金額を「1収入金額等」のケに記入してください。また、源泉徴収票を添付してください。源泉徴収票がない人については2面3の「給与所得の内訳」欄に記入してください)	裏面のIによって給与と所得の金額が計算できます	
	⑦公的年金等	国民年金、厚生年金、企業年金、恩給などの所得 *ただし、障害年金、遺族年金は除く (総収入金額を「1収入金額等」のキに記入してください。また、源泉徴収票を添付してください)	裏面のIIによって公的年金等に係る雑所得の金額が計算できます
雑	⑧業務	原稿料、講演料、シルバー人材センターの配当金、インターネットなどを利用した個人取引、食品品の配達などの副収入による所得 (総収入金額を「1収入金額等」のクに記入してください。また、資料を添付してください)	その収入を得るために支出した費用 ※申告書2面6「雑所得に関する事項」に記入してください。
	⑨その他	生命保険の個人年金など、他の所得にあてはまらない所得(総収入金額を「1収入金額等」のケに記入してください。また、資料を添付してください)	
⑩総合譲渡	自動車、機械器具、船舶などの資産の譲渡による所得(商品、原材料などの棚卸資産は除かれます) 短期…取得後5年以内の譲渡 長期…取得後5年超の譲渡	譲渡した資産の取得費と譲渡するために要した費用(特別控除額は50万円か、収入一経費のいずれか少ない方) ※申告書2面13を記入してください。	
	一時	生命保険契約に基づく返戻金、賞金、懸賞当選品、競馬、競輪などの払い戻し金、遺失物拾得の報労金などのような一時的な所得	その収入を得るために支出した費用 (特別控除額は50万円か、収入一経費のいずれか少ない方) ※申告書2面13を記入してください。
⑪合計	①～⑥の合計額+⑩(⑦～⑨の合計額)+⑪		

◎分離課税に係る所得等のある人、翌年度に繰り越す譲渡損失等のある人は、市民税課に用意しています「市民税・県民税申告書(分離課税等用)」をあわせて提出してください。

納税方法に関する事項

給与・公的年金等以外の所得がある場合、その所得にかかる市民税・県民税を給与から差引き(特別徴収)するか、自分で納付(普通徴収)するか選択してください。

事業専従者

あなたと生計を一にする配偶者や15歳以上のその他の親族で、原則として6カ月を超える期間あなたの事業にもつばら従事した人をいいます。この場合、あなたの事業より生ずる収入から次の①②のうち少ない方の金額が控除されます。

①50万円(配偶者である事業専従者については86万円)
 ②(事業所得+不動産所得+山林所得)÷(事業専従者の数+1)
 ※事業専従者に該当する人は、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除の対象となりません。
専従者控除を受ける人は、申告書2面11「事業専従者に関する事項」欄にご記入ください。

令和6年度市民税・県民税の主な税制改正

株式等の配当所得等に係る課税方式の統一
 ○特定配当等および特定株式等譲渡所得金額に係る所得の課税方式を所得税と一致させることとなりました。所得税で特定配当等および特定株式等譲渡所得金額に係る所得を確定申告すると、これらの所得は市民税・県民税でも所得に算入されます。

森林環境税
 ○森林整備等に必要な地方財源の確保のために創設されました。
 市民税・県民税の均等割と併せて、国税として1人年額1,000円を市が賦課徴収します。
 なお、防災のための施策財源として1人年額1,000円が加算されていますが、令和5年度で終了します。

令和5年度まで 防災のための施策財源 均等割	令和6年度から 森林環境税 均等割	1,000円
合計 5,500円	合計 5,500円	